

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局札幌開発建設部が発注する雨竜川ダム再生事業の内 雨竜第2ダム堤体建設第1期工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年10月9日

北海道開発局長 坂場 武彦

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 01

- 1 工事名 雨竜川ダム再生事業の内 雨竜第2ダム堤体建設第1期工事（電子入札及び電子契約対象案件）
- 2 工事場所 北海道雨竜郡幌加内町
- 3 工事内容
ア 技術協力業務

(ア) 技術協力業務 1 式

(イ) 予定工期 契約締結日の翌日から令和 7 年10月17日までを予定している。

(ウ) 本技術協力業務において、主たる部分の再委託は認めない。

イ 施工（以下「建設工事」という。）

(ア) 優先交渉権が与えられる工事内容

本体工事

基礎掘削工 $V \div 55,000 \text{ m}^3$ 、コンクリート打設工 $V \div 21,000 \text{ m}^3$ 、構造物取壊し工 $N = 1$ 式、鞍部処理工 $N = 1$ 式、基礎処理工 $L \div 2,300 \text{ m}$ 、堤体分離面对策工 $N = 1$ 式、天端橋梁工 $N = 1$ 式、新設放流設備工（放流管） $N = 1$ 式

(イ) 予定工期 契約締結日の翌日から令和12 年 3 月18日までを予定している。

4 工事区分 一般土木

5 資格審査申請書の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

令和 6 年10月 9 日から令和 6 年12月 2 日ま

で（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和6年12月3日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、優先交渉権者の選定の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

(2) 受付場所

〒060－8511 札幌市北区北8条西2丁目
札幌第1合同庁舎 北海道開発局事業振興部
工事管理課（電話011－709－2311 内線
5480）

6 共同企業体の構成員の数、資格要件等

(1) 構成員の数は、2又は3社とする。

(2) 構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者につい

ては、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。) 。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記 6 (2) の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年 4 月 1 日付け北開局工第 1 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100 号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が 5 年以上あること。
ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同

施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が5年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ 平成21年4月1日から公示開始日までに完成・引渡が完了した、次の①の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成16年4月1日から公示開始日までに完成・引渡しが完了した、次の②の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること

（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

① 河川管理施設等構造令第2章の規定に基づくコンクリートダムで、高さ30m以上のダム建設工事（ダム再開発を含む。）

(施工実績が確認できる資料を添付すること。)

- ② 高さ15m以上の河川横断工作物（ダム、砂防堰堤等）の建設工事（再開発を含む。）
なお、水門工事は除く。

(施工実績が確認できる資料を添付すること。)

なお、当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

ウ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本建設工事に専任で配置できること。

ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに本建設工事に配置できること。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

(ア) 1級土木施工管理技士、又はこれと同等以上の資格を有し、かつダム工事総括管理技術者（コンクリートダム）の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する主任技術者を配置すること。

(イ) 平成21年4月1日から公示開始日までに元請として完成・引渡しが完了した、上記(5)イ①に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場

合のものに限る。）。ただし、特定建設
工事共同企業体の代表者以外の構成員に
ついては、平成16年4月1日から公示開
始日までに元請として完成・引渡しが完
了した、上記(5)イ②に掲げる工事の経
験を有する者であること（共同企業体の
構成員としての経験は、出資比率が20%
以上の場合のものに限る。）。

なお、同種工事の経験が北海道開発局、
国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整
備局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設
部の発注した工事に係る経験である場合
にあつては、評定点合計が65点未満のも
のを除く。

(6) 出資比率は、全ての構成員が、均等割の10
分の6以上の出資比率であるものとする。

(7) 代表者の要件は、より大きな施工能力を有
する者であつて、かつ、出資比率が構成員中
最大である者とする。

7 競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

8 資格審査申請書類

(1) 提出書類及び提出部数

ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体） 1部

イ 特定建設工事共同企業体協定書（写し）
1部

(2) 申請書類の作成に用いる言語 日本語

(3) 申請書類の入手方法

申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html>

9 資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

10 その他

(1) 共同企業体の名称は、雨竜川ダム再生事業
の内 雨竜第2ダム堤体建設第1期工事〇〇

・ △△ ・ ×× 特定建設工事共同企業体とする。

(2) 共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局札幌開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

(3) 申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア 北海道開発局事業振興部工事管理課

イ 北海道開発局札幌開発建設部契約企画課